

水道とくらし

No.39
2023

編集・発行 蕨市水道部 蕨市中央2-10-6 TEL 048(431)3507

非常用応急給水栓設置施設

非常用応急給水栓は、地震などの被害により各戸の給水栓で万が一断水が発生した場合でも、市民の皆様へ水道水を供給するための設備です。



- 浄水場 ● 非常用応急給水栓
- ※東小・東中・塚越小学校は今年度設置完了予定
- ※南小学校は令和5年度に設置予定

非常用応急給水栓



非常用応急給水栓に関する内容は蕨市のホームページにも掲載しており、こちらからご確認いただけます →



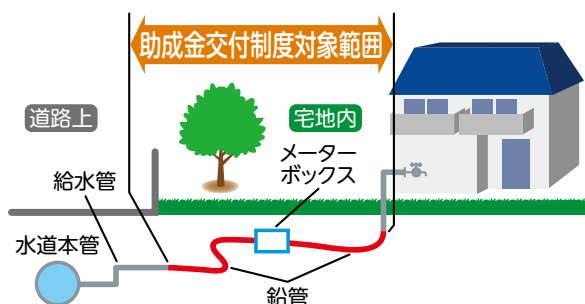
鉛製給水管取替工事助成金制度について

鉛製給水管は施工性の良さなどから1980年代後半まで使用されており、長時間、水を使用しなかった場合には微量の鉛が溶け出すことがあります。また、設置後の老朽化に伴い、現在では給水管を原因とする漏水の多くが鉛部分で発生したり、地震動に対して脆弱であるため、大規模地震が発生した際には破損により水道水の供給が受けられなくなる可能性もあります。

現在使用されている鉛製給水管を新たな管に取り替えることで漏水防止、耐震性向上、鉛の溶出防止が期待できます。水道部では工事費用の負担を軽減して、早期取替促進を図るため、助成金制度を設けております。このたび、令和4年度までの増額期間を令和7年度まで延長することになりました。引き続き対象工事に係る経費の4分の3の額(消費税を除く・上限は45,000円)まで助成してまいります。この機会にぜひご検討ください。工事内容や費用については、蕨市指定給水装置工事業者(下記QRコード)にご相談ください

助成金増額期間
延長します

令和7年度まで
最大45,000円



取替前



撤去した鉛管



QRコードは
こちら↓



貯水槽水道(受水槽)の管理は設置者の責任です

2020年の水道法改正により、すべての受水槽について、管理責任の所在が明確となりました。貯水槽水道(受水槽)は設置者の責任においてしっかりと管理をしてください。

貯水槽の清掃

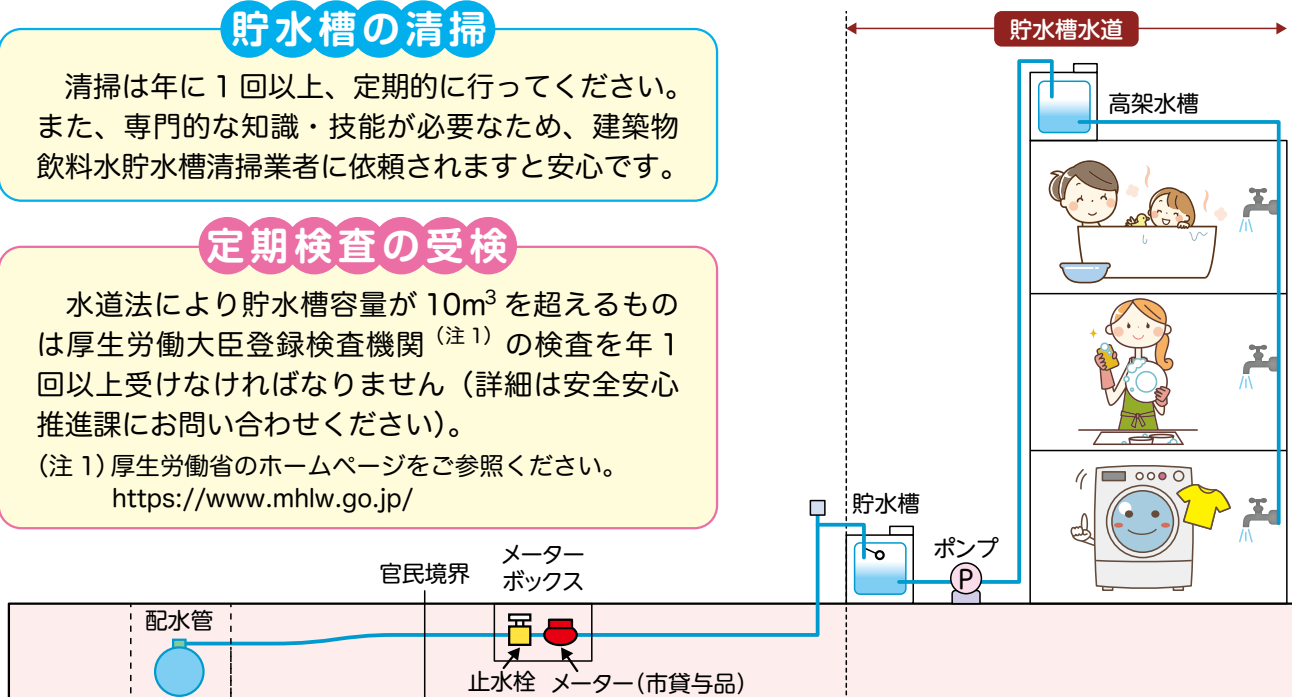
清掃は年に1回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

定期検査の受検

水道法により貯水槽容量が10m³を超えるものは厚生労働大臣登録検査機関^(注1)の検査を年1回以上受けなければなりません(詳細は安全安心推進課にお問い合わせください)。

(注1)厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/>



蕨市水道部で漏水修理
(宅地内は条件有り)

区分	配水管	給水装置
維持管理	水道部	所有者または使用者
水質管理	水道部	所有者または使用者

水道料金・下水道使用料について

蕨市では、用途別料金を採用しており、2か月ごとに水道料金等のご請求をしております。水道料金等は、使用水量に基づいて、基本料金と超過料金を組み合わせて計算した額と、消費税等相当額との合計額になります。

水道料金(1か月)

1m³(立方メートル)=1,000リットル

家事用 基本料金：10m³まで900円(税抜)

●超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	135
21 ~ 30	155
31 ~ 50	200
51 ~ 70	220
71 ~	270

営業用 基本料金：10m³まで1,000円(税抜)

●超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	175
21 ~ 30	200
31 ~ 50	230
51 ~ 70	300
71 ~	330

下水道使用料(1か月)

共通 基本料金：10m³まで610円(税抜)

●超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	58
21 ~ 50	70
51 ~ 100	90

使用水量 (m ³)	金額 (円)
101 ~ 200	125
201 ~ 500	150
501 ~ 1000	165
1001 ~	190



水道料金・下水道使用料の計算方法

家事用で46m³(2か月分)使用した場合：46m³÷2か月分=23m³
1か月あたりの使用料23m³の水量に対して料金表を当てはめていきます。

水道料金

基本料金：10m³まで900円(A)
11~20m³分：135円×10m³=1,350円(B)
21~30m³分：155円×3m³=465円(C)
{(A)+(B)+(C)}×消費税
：2,715円×1.10=2,986(1円未満切捨)
2,986円×2か月分=**5,972円**

+

下水道使用料

基本料金：10m³まで610円(E)
11~20m³分：58円×10m³=580円(F)
21~30m³分：70円×3m³=210円(G)
{(E)+(F)+(G)}×消費税
：1,400円×1.10=1,540(1円未満切捨)
1,540円×2か月分=**3,080円**

水道料金5,972円・下水道使用料3,080円の合計**9,052円**が請求額となります。

水道料金等のお支払いは便利な口座振替で

水道料金等は、金融機関の口座から請求月の翌月の7日(土日祝日の場合は翌営業日)に自動的に納められる口座振替が便利です。



申し込みは、通帳と通帳印、納入通知書を持って、口座がある金融機関の窓口へお出かけいただくか、「水道使用開始申込書(はがき)」に必要事項を記入してポストへ投函してください。納入通知書により、金融機関窓口のほかコンビニでもお支払いができます。

みずほ銀行と三井住友銀行では令和5年4月から窓口での納入通知書によるお支払いができなくなります。お問い合わせは業務課(432)5329へ。

スマートフォン決済アプリを追加しました

水道料金等のお支払いにご利用いただけるスマートフォン決済アプリに、d払い、auPAY、FamiPay、楽天銀行を追加し、新たにご利用いただけるようになりました。専用のアプリをダウンロードし、納入通知書に印刷されているバーコードを読み取ることで、いつでもどこでもお支払いができます。

ご利用可能なアプリ

PayPay PayB LINE Pay
d払い auPAY FamiPay
楽天銀行



詳細はこちらから →

令和3年度 水道事業決算のあらまし

令和3年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等に基づく協力要請が頻発され、感染症拡大防止が大きな社会問題となった一年でした。

本市では、管路の耐震化を促進し、災害に強い水道の構築に取り組むとともに、非常用応急給水栓の設置・操作方法の周知を防災演習に合わせて実施するなど、災害発生時に備えた応急給水体制を強化しました。

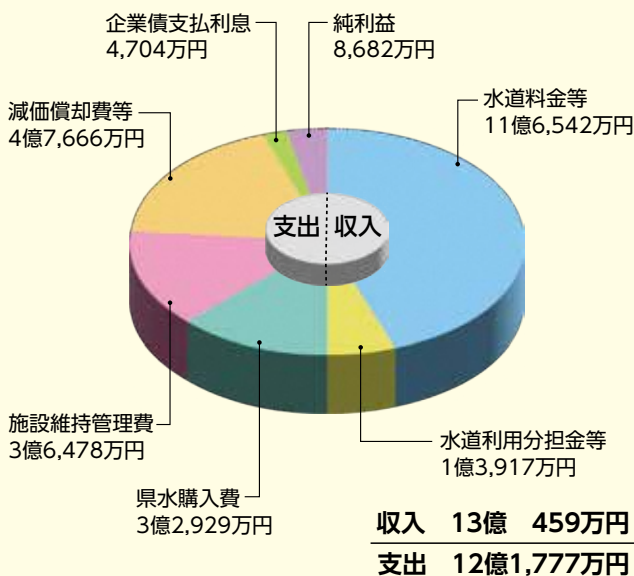
令和3年度決算のあらまは、下の図のようになりました。**収益的収支**とは、水道料金を中心とした収入と、水道水を作ったり、施設の維持管理を中心とした営業活動に係る費用です。収益的収入は13億459万円、費用は12億1,777万円となり、8,682万円の純利益を計上しました。

一方、**資本的収支**とは、工事に対する他会計からの負担金や資産の取得に要する企業債などの収入と、新しく水道設備の整備をしたり、老朽化した水道施設を更新するための事業費を中心とした、営業活動以外の収支です。資本的収入は8,223万円で、費用は6億135万円となり5億1,912万円の不足が生じましたが、損益勘定留保資金などの積立金で補てんしました。

収益的収支 (消費税及び地方消費税抜き)

みなさまからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、みなさまのご家庭に送るための費用です。

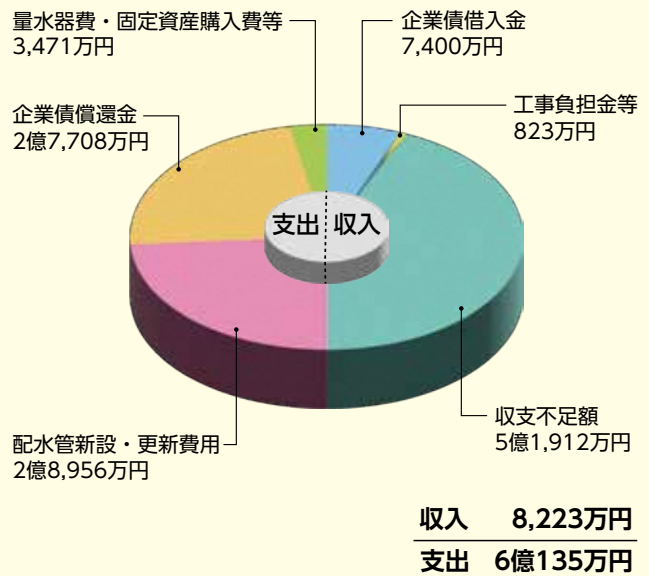
主な費用は、水道水の原水(県水)を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の減価償却費などです。



資本的収支 (消費税及び地方消費税込み)

工事費用に充てるための借入金や工事負担金等の収入と、水道設備の整備や老朽化した施設の更新や配水管の耐震化などの設備投資のための費用です。

収支不足額は、資本拡充のために企業内部で留保、積立した資金を取り崩すなどして補てんします。



業務量

- 給水人口 7万5,313人
- 年間配水量 786万2,190m³
- 一日平均配水量 2万1,540m³
- 給水戸数 4万213戸
- 年間給水量 761万9,381m³
- 一日平均給水量 2万875m³

企業債残高

26億2,277万円 (前年比 2億307万円減)

職員数

14人(部長 1人、業務課 6人、維持管理課 7人) ※いずれも令和4年3月31日現在

水道水の安全性について

令和4年8月水道水全項目水質検査結果

蕨市の水道水源の3分の2は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、3分の1が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、厳しい検査が行われており、蕨市においても3ヶ月に1回検査をしています。下表は、水道法に基づいて昨年8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目と塚越7丁目で検査したうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
1	一般細菌	100個/mL以下	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出
3	カドミウム及其化合物	0.003mg/L以下	<0.0003
4	水銀及其化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005
5	セレン及其化合物	0.01mg/L以下	<0.001
6	鉛及其化合物	0.01mg/L以下	<0.001
7	ヒ素及其化合物	0.01mg/L以下	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	3.04
12	フッ素及其化合物	0.8 mg/L以下	<0.08
13	ホウ素及其化合物	1.0 mg/L以下	0.02
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.001
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001
21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.016
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007
25	ジブromokロメタン	0.1mg/L以下	0.005
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.030
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.006
29	ブromojクロメタン	0.03mg/L以下	0.008
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.005

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
32	亜鉛及其化合物	1.0mg/L以下	0.012
33	アルミニウム及其化合物	0.2mg/L以下	0.02
34	鉄及其化合物	0.3mg/L以下	<0.03
35	銅及其化合物	1.0mg/L以下	<0.01
36	ナトリウム及其化合物	200mg/L以下	11.5
37	マンガン及其化合物	0.05mg/L以下	0.001
38	塩化物イオン	200mg/L以下	16.0
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	78
40	蒸発残留物	500mg/L以下	149
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.6
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5
48	味	異常でないこと	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1
他項目	残留塩素	0.1mg/L以上	0.51

備考

- 1.記号「<」は、「未満」を表しています。
- 2.平成26年度から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。

水道水の放射性物質検査結果について

蕨市では、3ヶ月に1回、交流プラザさくらにおいて、水道水の放射性物質検査を実施しています。蕨市の水道水は3分の1が約200mの深さの密閉式井戸から取水している地下水であるため、放射性物質の影響を直接受けることはありません。検査結果は、初回の平成23年3月25日の検出を最後に、不検出となっており、蕨市の水道水は安心・安全です。

地下水の水質検査結果について

蕨市の地下水(原水)の水質試験結果は、39項目のうちほとんどの項目で水道水の水質基準値の1割程度であり、良好な水質であることを示しています。

検査結果及び検査計画は、下記の水道部ホームページよりご確認ください。

(お問い合わせ先：水道部 維持管理課 048-432-2217(直通))

●蕨市の原水・浄水全項目水質検査結果

サイト内検索 / ページ番号検索

1001419

●蕨市の水道水の放射性物質検査結果

サイト内検索 / ページ番号検索

1001423

蕨市の
ホームページから
左の番号で検索。

蕨市の
水道水は
安心・安全

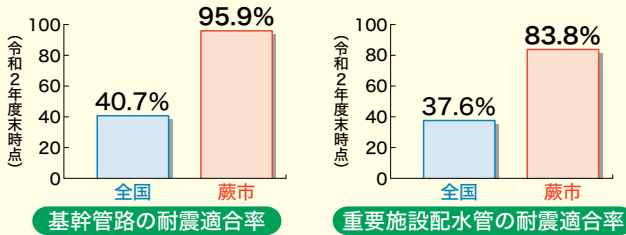
●水質検査計画は
こちらから↓



耐震化への取り組み

蕨市水道部では、地震に備えて積極的に耐震化に取り組んでいます。

水道管の管路の中でも、基幹的な管路の耐震適合率については、令和2年度末において、95.9%となり、全国平均の40.7%を大きく上回っています。さらに、震災時に多くの人が集まる避難所や病院などの重要施設への供給ルートの耐震適合率についても、83.8%となり、全国平均の37.6%を大きく上回っています。大地震の際に、断水被害を最小限にとどめるため、引き続き耐震化に取り組んでまいります。



大きな地震の発生による濁り水について

大きな地震が発生した後に、まれに濁った水が出ることがあります。一般的に蛇口から出る濁り水(赤や白)の原因は、水の流れの変化によって発生するものです。水の流れの変化は、地震直後に様々な要因で起こります。

万が一誤って少量の濁り水を飲んだとしても、直ちに健康に被害があるものではありませんが、濁りがおさまるまでは飲用はお控えいただき、バケツ等に貯め、水まき等に使用してください。

濁りは、ほとんどの場合はしばらく水を流すことで解消されます。長く濁り水が続く場合には、維持管理課(432)2217へお問い合わせください。

悪質な訪問販売にご注意ください

訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替などは、お客様のご依頼のない限り、行っておりません。水道部職員、委託業者は必ず蕨市発行の身分証明書を持っています。お問い合わせは維持管理課(432)2217へ。

お問い合わせ

- 水道料金に関すること
 - 検針や使用開始・中止に関すること
- 業務課 048 (432)5329**
-
- 漏水に関すること
 - 水道工事、メーター交換に関すること
 - 赤水や水質に関すること
- 維持管理課 048 (432)2217**

蕨市水道部
蕨市中央 2-10-6
048 (431)3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

水道使用開始・中止の手続きをされる方へ

① 引っ越してきて水道をご使用になるとき(使用開始)

使用を開始するときは「開始する日・住所・使用する方のお名前・電話番号・支払方法(口座振替または納入通知書によるお支払い)」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。

② 市外へ引っ越しをされる時(使用中止)

使用を中止するときは「中止する日・使用者名・転出先住所・料金精算方法」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。また、精算方法は現地での現金精算・口座振替(口座振替ご契約中の方のみ)・納入通知書によるお支払いがございました。

③ 市内で住所が変わるとき(使用中止と使用開始)

市内での住所変更(転居)は、前住所の使用中止と新住所の使用開始の両方の手続きが必要です。あらかじめご連絡ください。

①～③の手続き方法

上記の届出は水道部窓口での受付、お電話でお手続きができます。また、電子申請によるお手続きもできますのでご利用ください。

ご連絡先

業務課 (432)5329
蕨市 電子申請・届出サービス



←手続きはこちらから



使用者・所有者の名義変更

使用者または所有者の名義が変わるときはご連絡ください。水道部窓口の他、電話でもお手続きができます。お問い合わせは業務課(432)5329へ。

宅地内漏水の発見方法

- ① 宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
- ② メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
- ③ パイロットが回転していると、漏水の可能性がります。

※漏水の量によって、回転する速さが違います。

漏水が確認されたら

- ◆ 指定給水装置工事業者に依頼し、修理してください。費用は、お客様のご負担となります。
- ◆ ご不明な点がございましたら維持管理課(432)2217にご相談ください。

